

## むつ市スポーツ指導者バンク事業実施要綱

令和7年4月1日制定

むつ市スポーツ指導者バンク事業実施要綱（平成30年11月13日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動の普及及び振興を図り、もって持続可能な地域スポーツ活動の実現に寄与するため、市がスポーツ及びレクリエーション活動（以下「スポーツ活動」という。）に関する専門的な知識、技能等を有している指導者を発掘収集し、その情報を提供するむつ市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（登録基準）

第2条 指導者バンクに登録されるスポーツ指導者（以下「登録指導者」という。）は、スポーツに関する知識、経験及び技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者であって、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) スポーツ活動の普及及び振興に理解と熱意がある者
- (2) スポーツ活動における指導資格を保有している者又は選手として長年関わってきた者若しくは指導に携わってきた者
- (3) スポーツ活動に関する学識経験者
- (4) 競技大会の参加に必要な資格を有し、及び大会の指導又は引率を行える者
- (5) 市又は地域団体が開催するスポーツ振興事業に指導者として協力できる者
- (6) その他市長が適当と認める者

（登録方法）

第3条 指導者バンクへの登録を希望する者は、むつ市スポーツ指導者バンク登録申請書兼内容書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 取得している指導者資格認定証、登録証等の写し、又はそれらに類する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算

機(入出力装置を含む。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

3 市長は、登録を決定した場合は、申請者に対し、むつ市スポーツ指導者バンク登録通知書(様式第2号)を交付する。

(登録の変更又は取消)

第4条 登録指導者は、登録内容に変更が生じた場合又は活動を継続できない事情が生じた場合は、速やかに、むつ市スポーツ指導者バンク登録変更(取消し)届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録指導者に活動を継続できない事情が生じたと認められるとき。
- (3) 登録指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 指導者バンクを利用し、政治、宗教又は営利に関する行為があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が登録指導者として不適格と認めたとき。

3 市長は、必要に応じて登録指導者の登録内容等の確認及び更新をすることができる。

(指導者バンクの利用の条件)

第5条 指導者バンクを利用することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する団体であり、主催者又は代表者が明確であること。
  - ア 地域団体(町内会等)
  - イ スポーツクラブ又はスポーツグループ
  - ウ 学校・社会教育関係団体
  - エ 職場スポーツ関係団体
  - オ その他市長が適当と認める団体
- (2) 活動する場所、設備、器具等指導を受ける体制が確保されていること。
- (3) 指導中の事故、怪我等について、責任を持って対応できること。
- (4) 競技の大会等に参加する場合は、その参加に係る手続き、準備等について一切の責任を負うこと。
- (5) 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的としたものでないこと。

(指導者バンクの利用)

第6条 指導者バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、むつ市スポーツ指導者バンク紹介申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合は、登録指導者の中から指導者として適任であると認められる者を紹介する。

(完了報告)

第7条 利用者は、派遣された登録指導者からの指導を受けた最終日から起算して30日以内に、むつ市スポーツ指導者バンク利用事業完了届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 指導者バンクの利用により生じる登録指導者への謝礼、交通費等の経費は、原則として利用者が負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額及び支払方法は、登録指導者と利用者の協議により決定するものとする。

(個人情報管理)

第9条 市又は登録指導者が収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びむつ市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年むつ市訓令甲第3号）の規定に基づき適正に管理する。

(事故等が生じた場合の責任)

第10条 利用者及び登録指導者間で事故、問題等が発生した場合は、双方による協議によって解決するものとする。

2 指導者バンクの利用中に登録指導者の責によらない事故、損害等が生じた場合は、利用者の責任において処理するものとし、市長及び登録指導者は、一切の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のむつ市スポーツ指導者バンク事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき指導者バンクに登録されている者は、この要綱の相当規定により登録された者とみなす。
- 3 この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によりされた指導者バンクの登録の申請その他の手続は、この要綱の相当規定によりされた登録者バンクの登録の申請その他の手続とみなす。